

## 塩見昇氏の学校図書館論を探る 中間報告2 学校図書館史研究グループ

発表者：飯田 寿美

**趣旨説明** (第1回中間報告まで)

1970年代から教育と学校図書館のはたらきの関係を追究してきた塩見昇氏(大阪教育大学名誉教授)へのインタビューを通して氏の学校図書館理論の成り立ちや特徴などを探ろうと、2017年に学校図書館史研究グループを立ち上げた。

きっかけは氏の傘寿(80歳)を機に、2017年7月に「塩見先生にお祝いと感謝の気持ちを伝える集い」が大阪で開催されたことだった。そこで集まってよもやま話をしている中で、氏に少し時間的なゆとりができたことを知った。多くの著書、論文、講演録がある氏ではあるが、何故今の学校図書館論に到達したのかなど、本には書かれていないことをいろいろ聞きたいということになった。

また、2016年に出された『学校図書館の教育力を活かす』(JLA 図書館実践シリーズ31 日本図書館協会)の「はじめに」でも、「おそらく学校図書館に関するまとまった執筆はもうこれが最後になるだろうと思う」と記されていることも大きかった。

## ・インタビューまでの準備 2017年10月～

## ①塩見氏の学校図書館論の特徴を出し合った

- ・戦前の教育実践から学校図書館について追究しており、学校図書館の成立は戦後とする学校図書館論とは一線を画す。
- ・「なぜ学校に図書館があるのか」「学校のなかに図書館がある意味はなにか」という視点を一貫して持ち、そこから学校図書館を論じている。
- ・「学校図書館も図書館である」という考えが根底にあり、図書館の「はたらき」が学校の中にあることで授業への創意工夫を支援することが可能になり、授業が変わっていく、教育が変わっていくと主張している。
- ・図書館界全体の中で学校図書館を捉えている。
- ・教育学と図書館学の両方の視点から論じている。

## ②資料づくり

- ・1937年(誕生)～2018年(インタビュー開始年)までの年表(項目:氏に関わる出来事/図書館界の出来事/教育界の出来事/社会の動き)

- ・「学校図書館と図書館の自由」関係の著作リスト

\*塩見氏からも「自作年表<学校図書館関係>」をいただいた。

以上の作業から氏の学校図書館論の特徴について①学校図書館と図書館の自由 ②学校図書館史 ③学校図書館職員論 ④市民運動との関わりの4つの観点を便宜上設定し、資料に当たりながら論議した。

その結果、氏の学校図書館論の形成には学生時代・図書館員時代など長年に渡る経験や学識の蓄積が、複合的に影響しているのではないかと仮定した。そして、まずは幼少期から大学教員時代までを時系列でインタビューを行う計画を立てた。

## ・インタビュー開始

2018年12月末にインタビューを開始し、2021年3月までに12回行った。インタビューは塩見昇氏の京都の仕事場で、毎回3時間半程度行ったが、9回目は新型コロナの感染拡大のため関西地区のメンバーは氏の仕事場で、遠方のメンバーはリモートでの参加、10回目以降は全員リモートでの開催となった。

- 第1回 (2018.12.23) 幼少期から大学入学前まで
- 第2回 (2019.1.13) 大学入学から大阪市立図書館員時代
- 第3回 (2019.3.3) 大阪市立図書館・図問研のこと
- 第4回 (2019.5.19) 大阪教育大学時代
- 第5回 (2019.7.27) 学校図書館とは何かの模索
- 第6回 (2019.9.28) 図書館づくりと住民運動
- 第7回 (2019.9.29) 学校図書館職員問題
- 第8回 (2019.11.30) 学校図書館と「図書館の自由」との関わりについて
- 第9回 (2020.11.14) 学校図書館と「図書館の自由」との関わりについて
- 第10回 (2021.2.13) 追加質問
- 第11回 (2021.2.23) これまでの補正と訂正
- 第12回 (2021.3.6) これまでの補正と訂正 インタビューを終えての感想

### ・第1回中間報告とその後

2020年1月26日の第355回研究例会「塩見昇氏へのインタビューをはじめて—その学校図書館理論を探る(中間報告)」に於いて、第7回までのインタビューの概要を報告し、今後は氏の「教育観」「図書館観」に留意しつつ、インタビュー記録や関連文献にもあたりながら氏の学校図書館論を生み出した背景と思想に迫りたいと考えていること、最終的には冊子にまとめた旨を伝えた。

\*例会報告は図書館界72巻1号(通巻412号)に掲載

現在は、インタビュー記録の編集と並行して、「教育を変える学校図書館」「学校図書館活動論」「学校図書館職員論」「市民の学校図書館づくり」の4つの観点から氏の学校図書館理論に迫る考察と執筆作業を行っている。8人のメンバーが2人1組になり、4つの観点をそれぞれ担当し、月1回のリモート会議で意見交換を行いながら作業にあたっている。

なお、インタビュー記録の編集過程では塩見氏にも補足、修正等の協力をいただいている。現在のところ、以下の構成を予定している。

- 第1章 学びの時代 1937～1960
- 第2章 大阪市立図書館員の時代 1960～1971
- 第3章 大阪教育大学での仕事
- 第4章 学校図書館の発見
- 第5章 学校図書館職員論
- 第6章 学校図書館の教育力
- 第7章 図書館の自由
- 年譜ほか

最終的にはインタビュー記録と、4つの観点を中心にした私たちが「塩見昇の学校図書館論」を冊子にまとめる予定である。

### 本日の報告

今回は、現時点での4つの観点における『塩見昇の学校図書館論』(仮題)の報告を行う。

### 『塩見昇の学校図書館論』(仮題)の途中経過

## 0. 塩見昇の学校図書館論の特徴

塩見昇の学校図書館論には4つの特徴がある。

第1の特徴は、学校図書館を教育を変える可能性と力、即ち教育力を持った機関としてとらえたことである。それを現実のものとするには、図書館としてはたらしきを持った学校図書館が校内にあって学校教育との関りのもとに存在し、学校図書館を必要とする教育が行われるという道筋を示した。

第2は、学校図書館の役割を明らかにしたことである。知的自由に裏打ちされ、資料提供を中心とした図書館活動と、それを活用することで、児童生徒の学習活動を豊かにし、教師の創意工夫に富んだ授業を作り出すことが学校のなかの図書館が固有にもつ教育的意義であり、それによって児童生徒の学習権を保障し、教師の教育の自由を伸張させることが学校図書館の役割であることを明確にした。

第3に、学校図書館が機能するためには、図書館活動の担い手である専門・専任・正規の学校司書の存在が不可欠であることを明らかにした。

また、塩見は学校図書館に関心を持つ市民と幅広く交流するとともに、依頼があれば研究者の立場から協力を惜しまない姿勢を貫いてきた。学校図書館の充実との関係から「市民の学校図書館づくり」を捉えていることが第4の特徴としてあげることができる。

## 1. 教育を変える学校図書館

1章は塩見の学校図書館論第1の特徴を主題とする。1節で教育を変える学校図書館とは何か、2節で学校図書館を必要とする教育とは何かをさぐり、3節では塩見の「論」を生み出した背景と思想について考察する。塩見は近現代教育史を俯瞰して学校図書館を論じているのだが、考察する際、視点を1節では現在と戦後に置き、2節では明治期から戦後までを通して見ていくことにする。

### 1.1 教育を変える学校図書館

1節では、まず塩見の「論」を形成する大黒柱と考える「学校のなかの図書館」、「図書館活動と図書館教育」を取り上げる。戦後教育改革が進行する中で出された学校教育法施行規則や学校図書館基準などとの関係性に着目・省察した塩見の理論を読み解いていく。2章と重なる部分もあるが、1章では理念や骨格部分を取り上げ、具体的な図書館活動と図書館教育については2章の中で詳述される。

また、過去から現在に至る流れの中で学校図書館の課題や問題点を確認し、学校司書との交流等も紹介しながら、学校現場を知る稀有な存在としての塩見の実像に迫る。

### 1.2 学校図書館を必要とする教育

2節では、「学校図書館を必要とする教育」について、1節との関係性を考えながら、塩見の『日本学校図書館史』（全国学校図書館協会 1986年）をもとに、日本近・現代（明治～昭和初期・戦後）教育史における「学校図書館を必要とする学校教育」とは一体何かを探っていく。その理由として、第1に「制度的な保障がまったくない中で、どのような教育を目指すとき、教師たちが図書館を必要としたか、学校の中に図書館をもつことでどんな教育実践がやれたのかを確かめ、学校図書館存立の基盤を明らかにすることにある」（『日本学校図書館史』序章）と、塩見自身が学校図書館史研究の意義を述べているからであり、第2に塩見が他の多くの文献の中でも、教育史を俯瞰して図書や図書館との関係を述べていると気づかされることが多いからである。

『日本学校図書館史』によると、教育と学校図書館の関係について以下のように述べられている。「教育が国家によって厳しく統制される時代でも、授業展開のために教師は図書や図書館を必要とした。明治期に萌え出た学校図書館の芽は、大正自由教育の中で成長していく。大正自由教育の中で推進された新学校の特徴的な実践は、公開授業、機関誌講読等を通して公立学校の教師の一部にも伝えられ、授業方法を変えることになった。昭和前

期に、各地で文庫づくりに取り組んだ教師たちにとって、大正自由教育の影響を受けた実践者の経験と著作は、大きな励みであった。しかしながら、教科書以外の読み物があくまで「課外読物」であるほかなかった当時において、学校図書館が制度的に認められるわけはなかったが、こうした運動をとおして各地にまかれた種が、やがて戦後教育の中で花を咲かせ、実を結ぶことになった。」

このような学校図書館を必要とする教育史の流れから、何をつかみ取るか模索しているところである。

### 1.3 塩見の学校図書館論を生み出した背景と思想

塩見の学校図書館論を生み出した背景と思想は何かを取り上げ、主として、①教育のとらえ方 ②図書館員としての経験・識見の2点から考察する。 (担当：土居陽子・永井悦重)

## 2. 学校図書館活動論—学校のなかの「図書館」

塩見の学校図書館論の特徴の一つは、「教育を変える学校図書館」という考えの下で、学校図書館の役割を明らかにしたことである。著書や論文、インタビューをもとに2つの観点から考察を進めている。

### 2.1 学校のなかの図書館

塩見は多くの著書で、学校図書館は「学校のなかの図書館」であると述べている。「大きな図書館組織を構成するなかの一つとして学校に存在し、その特性を発揮することにより、学校及び学校教育に新たな文化をもたらすことになる<sup>1</sup>」。そして、「学校図書館のはたらきのあることが児童生徒の学習活動を豊かにし、教師の創意工夫に富んだ授業をつくり出すという関係が、学校のなかの図書館が固有にもつ教育的意義であり、それによって児童生徒の学習権を保障し、教師の教育の自由を伸張させることが学校図書館の役割である<sup>2</sup>」と捉えている。

塩見は、図書館活動と図書館教育は「相互に補強しあう関係」にあり、「いずれかが不十分であれば他の進展を期待できない」と考えている<sup>3</sup>。図書館活動とは、知的自由に裏打ちされた資料提供を中心とする活動で、「図書館スタッフによって提供されるサービスの営み<sup>4</sup>」であり、図書館教育とは、図書館や資料を活用した教科の授業を行うことや利用教育、読書教育など教育活動の総称である<sup>5</sup>。塩見は「この二つの側面が有効に機能することで、学校図書館は学校教育の充実に確かな関与をすることになる<sup>6</sup>」と述べている。

一般的に、学校図書館は指導機関として捉えられやすく、サービスはなじまないと考えられることもあるが、塩見は、指導機関であることはもちろん、サービス機関としてののはたらきを加えた論を一貫して展開している。なぜなら、日々のサービスを通して「図書館に親しみと期待を抱いていない教師が図書館を活用した授業を企画することはあり得ない」し、児童生徒に「図書館が(中略)好きだという興味・関心」がなければ、その「上手な使い方を学びたいという意欲」が生まれることはないからである。また、「授業で図書館を使う経験が日常化」することで、「普段から(中略)わからないことがあれば図書館へ」という習慣が身に付き、サービスはますます身近なものとなる。

塩見はこのようにはたらきのある学校図書館が、学校教育の内容をより豊かなものとするために、どのような可能性を本来そなえているのかを「学校図書館の教育力」として明らかにし、構造化した。「『教授=学習過程』を豊かにし、教育課程編成の実を教育現場に確立するためにこそ、教育・学習環境としての図書館が重要である」

<sup>1</sup> 「教育を変える学校図書館のはたらき：子どもたちの学びと暮らしを豊かにするしくみとして」『生活教育』859、日本生活教育連盟、2021.2、p.24.

<sup>2</sup> 塩見昇『教育としての学校図書館』青木書店、1983、p.67.

<sup>3</sup> 前掲注2、p.65.

<sup>4</sup> 塩見昇『学校図書館の教育力を活かす：学校を変える可能性』JLA、2016、p.63.

<sup>5</sup> 前掲注4、p.64.

<sup>6</sup> 前掲注4、p.65.

ことを社会で共有するために、図書館のもつ「教育力」を提言した<sup>7</sup>。今後は、学校図書館のはたらきを教育力の観点から考察していきたい。

## 2.2 知的自由に裏打ちされた「図書館活動」と「図書館教育」

塩見の論では、図書館活動と図書館教育は知的自由に裏打ちされることによって確立すると捉えられている。子どもたちの生きる力を真の意味で育むためには、「授業などで触発された(中略)疑問を解き明かしたり、興味や知的好奇心を広げたり深めることにつながる多様な資料、楽しい本との出会いがサービスとして提供されている」必要がある。教師に対して「授業の展開に必要な教材資料がサービスとして提供され」たならば、「創意・工夫のある授業に向けての教師のイメージが(中略)具体化される」ことも期待できる。学校図書館もまた図書館であり、「広く大きな情報資源の世界への窓口としてつながって」いる。子どもたちは「どこまでもアクセスできることを実感すること」により、「探究の喜びと楽しさ」を味わい、「情報時代に必要な情報を主体的・選択的に使いこなせる基礎的能力」を身に付けていく<sup>8</sup>。このように図書館教育は、徹底した資料提供を背骨とする図書館活動によって支えられている。学校図書館のはたらきを、知的自由を基盤として捉えている点もまた塩見の論の特徴の一つであり、学校教育を学校図書館が支えるという点に注目すれば、学校教育そのものにおける知的自由の重要性を説いた点にもその論の特徴をみることができる。

学校図書館と「図書館の自由」の関係性については否定的な立場をとる研究者もいるが、塩見は早い時期から、図書館の自由の実践が教育を変えるという確信をもち、それが《どのように》妥当するのかという点に強い関心を寄せてきた。そして、教育史や学校司書の実践に学びながら、真に教育的であることと図書館の自由の実践は矛盾しないという考えの下で、学校図書館にも図書館の自由は妥当すると結論付けている。

塩見の学校図書館論を理解する上で、知的自由・図書館の自由の捉え方を明らかにすることは非常に重要である。今後は、塩見の学校図書館論と他の研究者の学校図書館論との相違点をより明確にするとともに、知的自由との出会い、影響を与えた実践など、インタビューで得られた新しい論点をふまえて考察を進めていきたい。

(担当：鈴木啓子・山口真也)

## 3. 学校図書館職員論

学校図書館法(以下、「学図法」)には、第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。2 前項の司書教諭は、教諭をもって充てる」としているが、附則2項によって、「当分の間」その発令が猶予されてきた。そのため、1953年の「学図法」成立直後から法改正運動が長年展開されてきた。

塩見は1971年に大阪教育大学の教員となって、学校図書館について考え始めた。学校図書館職員については、1974年の「学校図書館職員制度化を求めての歩み」(大阪教育大学『教育学論集』3)を著した。この論文で、「これまで学校図書館の専門職員は教師でなくてはやれないと考えられてきたことの再検討、兼任で『校務を処理する』司書教諭を学校図書館員と認め得るか、学校図書館員を異なる職種で構成することの是非などが基本的に検討すべきであるし、それは学校図書館の本質・機能にてらして、そしてひいては学校教育をどのように考えるかということから考えていかねばならない。専門職員としての学校図書館員は、図書館の仕事を通じて学校経営に参画する教育職員であり、図書館の仕事を通してのみその専門的役割を確立する展望をもち得ることはたしかである」と述べている。

<sup>7</sup> 塩見昇『教育を変える学校図書館』風間書房、2006、p.9.

<sup>8</sup> 前掲注4、p.67-68.

1980年代に入って、所謂「四者合意」<sup>9</sup>による法案提出の流れに対しても、『学校図書館論』<sup>10</sup>で「行革の進行で要員の問題が厳しくなっている現在、学校図書館に新たな人を確保しようとの要求を実現するためには、幅広い統一した運動の回復と進展が必要である」と述べている。1980年代以降、法改正運動は「統一した運動が採れない状態」<sup>11</sup>であったが、全国各地で学校図書館に目を向ける市民の活動が盛んになってきた。こうした運動にも塩見は学習会などの講師として関わったが、その間の事情については、次の「4.『市民の学校図書館づくり』の観点から」に譲る。

1990年代に入り、再び法改正の動きが出てきた中で、日本図書館協会(以下、JLA)は、1995年に常務理事会のもと、学校図書館問題プロジェクトチームを設置し、混迷する学校図書館職員問題のもつれを整理し、合意を広げることを課題にこの問題に取り組むことを決めた。座長は塩見である。1996年1月には、法改正の動きが具体化され始め、同プロジェクトチームでは成文化された法改正案について、どう評価し対応するかが論議になってきた。

1997年6月、学図法は改正され、司書教諭発令の猶予期間が11学級以下の学校を除き2003年3月31日までとなった。しかし司書教諭の発令は教諭の「充て職」のため実効を伴わず、一方、実態がある学校司書には触れられていないことから抜本的な法改正には程遠いものだった。

この法改正を受けて、JLAでは「学校図書館法一部改正について」<sup>12</sup>を出し、JLAとして法改正をどう受け止めるか、今後何が必要かということを挙げている。これは、同プロジェクトチームで原案を作成し、塩見が起草したものである。その最後には「関係者の努力は多とするにしても、この結末についてはとても高い評価は与えるべくもない。しかし、この事実からさらなる学校図書館整備の再構築を図るほかない。(中略)今回の国会論議をここまで盛り上げた最大の力は、全国各地の自治体における司書配置の施策、学校現場の実践、地域における学校図書館整備を求める住民の熱い願いの蓄積にあった」と述べている。

また、1999年には、同プロジェクトチームの最終報告として「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて一司書教諭と学校司書の関係・協同を考える」<sup>13</sup>を出した。この文書は、この問題にかかわる人々の論議を呼んだが、塩見はインタビューの中で、司書教諭という現にある制度・職種と学校司書という二職種について「『協同』という関係があって両者をどういう関係に押さえるかということ的前提にした職員の整備充実だということ」がわかるサブタイトルにしたと語っている。

次の2014年の学図法改正では、6条に学校司書の項「学校には、学校図書館の運営の改善および向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という)を置くよう努めなければならない」が加えられたが、努力義務に留まっている。

塩見は、一貫して学校図書館に強い関心を寄せ、現場の学校司書の実践を掘り起こしてきた。1997年の学図法改正を受けて『学校図書館職員論』<sup>14</sup>を著したほか、学校図書館のありようを追究し、機会あるごとにあるべき職員論について見解や意見を表明してきた。それは、学校司書の図書館活動(図書館サービス)が、教員の図書館教育を支えているという事実からの提言である。この点が、他の学校図書館研究者との大きな違いである。この発

<sup>9</sup> 1975年全国学校図書館協会と日教組・日高教(一ツ橋派、麴町派)の四者が、学校図書館法改正の運動を共同して進めるための覚書をかき、1977年には「学校図書館法改正法律案要綱」を作成し、実現すべき人の配置に方向を示した。『学校図書館法改正その課題と展望』全国学校図書館協会、1983、p260(年表)より。

<sup>10</sup> 塩見昇『学校図書館論』新図書館学教育資料集成7、教育史料出版会、1989、p94。

<sup>11</sup> 塩見昇『学校図書館職員論 司書教諭と学校司書の協同による新たな学びの創造』教育史料出版会、2000、p.71。

<sup>12</sup> 『図書館雑誌』91(8)、1997.8、p.616-618。

<sup>13</sup> 『図書館雑誌』93(6)、1999.6、p.477-482。

<sup>14</sup> 前掲注11。

表では、学図法や学校図書館専門職員についての歴史的な動きの詳細は省いたが、本編ではそうした流れを補いつつ、他の学校図書館研究者とは一線を画しているこのような塩見の学校図書館職員論はどのように形成されたのか、インタビューや多くの論集・著作から探りたい。(担当：飯田寿美・二宮博行)

#### 4. 「市民の学校図書館づくり」の観点から

今回のインタビューを考察する観点の一つとして「市民の学校図書館づくり」を設定したのは、塩見が早くから市民の学校図書館づくりの意義を指摘していただけでなく、研究者の立場から市民の活動に協力を惜しまず、深い理解を示している稀有な存在であることによる。ここでは「市民の学校図書館づくり」を“一人ひとりの市民が自主的に主体となって子どもの育ちと学びの保障等の観点から学校図書館の充実を求める活動であり、互いに学び合いながら教育問題の改善を目指す「教育運動」である”と捉えて考察を進めている。

市民が図書館員と一緒に取り組む「図書館づくり」は、塩見が「図書館づくり住民運動と地方自治」<sup>15</sup>を著わし生みだした概念である。「作り」ではなく、平仮名による「づくり」には、「図書館というモノをつくるのではなく、はたらきを創造するというニュアンスに、図書館のありようが現れる」ことがこめられている<sup>16</sup>。

1980年の論文「学校教育の改革と学校図書館」では、「学校図書館の整備・充実が、日本の学校教育をよくし、子どもたちの幸せにどう通じるかを具体的に考えることのできる輪がひろがることこそが、懸案の学校図書館法改正、学校図書館に対する教育行財政上の位置づけに新しい展開をもたらすことになるだろう」と指摘している<sup>17</sup>。学校図書館法が成立して30年近く経っても学校図書館は学校図書館関係者の限られた関心事にとどまっていた当時の状況をふまえて述べたものである。この論文では「学校図書館を考える輪のひろがり」の一つとして1970年代の東京都三鷹市と大阪府富田林市の文庫関係者による学校図書館調査を取り上げている。市民が学校図書館に目を向けた初期にあたるが、学校図書館に「人」が不在で蔵書も貧しい現状を目の当たりにしつつも、この段階では文庫関係者自身が教育問題として学校図書館づくりに取り組んでいく動きにはつながっていない。1970年代は学校図書館の実態、学校図書館が学校にある意義、専門的な職員配置の重要性等に対する社会の認識が希薄であったことから、塩見が図書館づくり住民運動で考察したような「貧しさが『貧しい』と認識」される状況<sup>18</sup>にはなっていなかったと考えられる。

しかし1980年代後半になると学校図書館関係者以外によって学校図書館の「人」の不在に対する問題提起と意見表明が社会に向けてなされ、やがて全国各地のいわゆる「学校図書館を考える会」発足へとつながっていく。このような動きが起こった要因として、一つめに「学校図書館も図書館である」ことを根底に据え、職員問題を直視し、学校図書館が学校のなかにある意味を根本から問うた塩見の一連の論考がそれまでの学校図書館の捉え方や学校司書の実践に大きな影響を与えたこと、二つめに学校司書自身が実践と学校図書館の現状を本の出版やビデオ等で発信し始めたことがあり、これらが相まって市民が学校図書館の役割、現状と課題等を具体的に考えることが可能になったことが挙げられるだろう。

塩見の論考は市民の学校図書館づくりにおいても「学校図書館像の形成」の理論的支柱になった。なぜ学校に学校図書館が設置されているのか、学校図書館のはたらきとそこにはどのような職員が必要かなど、塩見の話を聞き、著作物を読み合い、学び、考え合ってきた市民の会は少なくない。一人ひとり自分が住む地域の住民運動として「学校図書館づくり」に参加しているが、学校図書館の課題は地域を超えた課題でもあり、少しずつ全国レベルで人と人がつながり、情報の共有へと発展し、そのことは市民の学校図書館づくりの議論の土台とな

<sup>15</sup> 『図書館づくり運動入門』図書館問題研究会編、草土文化、1976、p.199-240。

<sup>16</sup> 「学校図書館づくりの当面の課題」『ひらこう！学校図書館 第21回集会』学校図書館を考える全国連絡会編・発行 2017、p.5。

<sup>17</sup> 『教育学論集』9、大阪教育大学、1980、p.33。

<sup>18</sup> 詳細は、前掲注15。

った。1997年と2014年の学校図書館法改正の背景には国の教育政策だけでなく、全国の市民の「学校図書館づくり」があった。学校図書館づくりに参加している市民の思いはどのようなところにあるのかも含めて今後インタビューの内容を考察していく。  
(担当：梅本恵・高木享子)

### 今後の予定

塩見氏への追加インタビューも検討に入れながら、インタビュー記録を推敲していく。また同時に、各担当が執筆したものを会議で協議するという作業を繰り返しながら、今回中間報告として提示した4つの観点の考察をさらに検討、整理して「塩見昇の学校図書館論」（仮題）を完成させる予定である。

2022年度中にインタビュー記録と私たちの論考を書籍化することを目指したい。

塩見昇氏プロフィール \*\*\*\*\*

#### 【略歴】

1937年2月 京都市に生まれる  
 1960年3月 京都大学教育学部卒業  
 1960年4月～1971年3月 大阪市立図書館司書  
 1971年4月 大阪教育大学専任講師（図書館学）  
 1980年8月 同 教授（1998年4月から附属図書館長併任）  
 1995年5月～2007年5月 日本図書館研究会理事長  
 2002年3月 大阪教育大学定年退職  
 2002年4月 大阪教育大学名誉教授 大谷女子大学教授（～2005年3月）  
 2005年5月～2013年5月 日本図書館協会理事長

#### 【主な著書】

『教育としての学校図書館』（青木書店 1983）  
 『日本学校図書館史』（図書館学体系第5巻、全国学校図書館協議会 1986）  
 『知的自由と図書館』（青木書店 1989）  
 『教育を変える学校図書館』（風間書房 2006）  
 『図書館の発展を求めて』（日本図書館研究会 2007）  
 『学校図書館の教育力を活かす—学校を変える可能性』（日本図書館協会 2016）  
 『図書館の自由委員会の成立と「図書館の自由に関する宣言」改訂』（日本図書館協会 2017）